

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額について

○対象住宅

新築された日から10年以上を経過した住宅で、令和13年3月31日までに行われた一定の改修工事で、補助金や介護保険からの給付などを除く工事費が50万円を超え、以下の要件を満たす住宅

居住者の要件

次のいずれかの方が居住する（申告後に亡くなった場合も含む）既存の住宅（注1）

- ①65歳以上の方（注2）
- ②要介護認定、要支援認定を受けている方
- ③障がいのある方

床面積要件

- ・改修後の家屋の床面積が40㎡以上240㎡以下
（令和8年3月31日までの改修は床面積が50㎡以上280㎡以下）
- ・人の居住の用に供する部分の床面積が、全体の2分の1以上

○対象工事

- ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差の解消⑦引き戸への取替え⑧床表面の滑り止め化

○減税額

改修工事が完了した日の翌年度分の固定資産税の3分の1（注3）

○減額の回数

1戸または区分所有（分譲マンションなど）の場合はその専有部分（注4）について、1回限り

○減額対象床面積

高齢者等の居住の用に供している部分に対して、1戸当たり100㎡までを限度

○他の減額制度との重複

新築住宅特例や耐震改修特例の対象年度には適用できません。

但し、省エネ特例とは併せて適用されます。

（省エネ長期優良住宅の場合は併せて適用することができません）

○手続き

工事完了日から3か月以内に税務課家屋償却担当へ裏面記載の提出書類などを提出してください。

※現況確認をさせていただく場合があります。

裏面あり

- (注1) 賃貸住宅については、その家屋の所有者が居住する部分は減額対象
- (注2) 申告時に65歳未満でも、特例の対象となる年度の賦課期日に65歳以上であれば対象
- (注3) 改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(完了した日が1月1日のときは同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税
- (注4) 共有部分における工事は対象となりません

<提出書類>

- 1 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書
 - 2 対象世帯の全員分の住民票の写し
 - 3 改修工事の明細書
 - 4 改修工事に係る領収書
 - 5 現況を示す写真
 - 6 工事費からの控除額が確認できる書類(自治体からの補助金や介護保険からの給付があるとき 交付決定通知書、住宅改修費支給決定通知書などの写し)
- ※ 要介護認定、要支援認定を受けている方又は障がいのある方は、被保険者証(介護保険被保険者証、身体障がい者手帳など)の写しを添付してください。

(問合せ先) 半田市税務課家屋償却担当
電話 0569(84)0621